

令和 8 年 2 月 定 例 会

富士山南東消防組合議会会議録

令和 8 年 2 月 12 日

富士山南東消防組合議会

令和 8 年富士山南東消防組合議会 2 月定例会会議録目次

(2 月 1 2 日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○副管理者挨拶	3
○会期の決定	4
○会議録署名議員の指名	4
○管理者挨拶	4
○議第 1 号 令和 7 年度富士山南東消防組合会計補正予算案 (第 2 号)	5
○議第 2 号 令和 8 年度富士山南東消防組合会計予算案	7
○議第 3 号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の変更について	10
○議第 4 号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	11
○議第 5 号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	12
○議第 6 号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	12
○一般質問	14
○閉会の挨拶	19
○閉会の宣告	20
○署名議員	20

令和8年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

令和8年2月12日（木曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議第1号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 4 議第2号 令和8年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 5 議第3号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 6 議第4号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議第5号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第6号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議第1号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 4 議第2号 令和8年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 5 議第3号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 6 議第4号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議第5号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第6号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 一般質問

出席議員（9名）

1番	川 原 章 寛	2番	鈴 木 文 子
3番	井 出 春 彦	4番	植 松 英 樹
5番	藤 江 康 儀	6番	野 村 涼 子
8番	二ノ宮 善 明	9番	井 出 悟

10番 大橋勝彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 市 者 長 三 島	豊 岡 武 士	副 管 理 市 者 長 裾 野	村 田 悠
副 管 理 市 者 長 長 泉 町	池 田 修	消 防 長	鈴 木 清 明
消 防 次 長	高 村 新 一	参 事 兼 長 長 泉 消 防 署	下 山 和 典
三 島 消 防 署 長	渡 辺 光 明	裾 野 消 防 署 長	漆 畑 英 夫
総 務 課 長	佐 野 博 実	予 防 課 長	湯 川 信 一
警 防 救 急 課 長	室 伏 郷 志	通 信 指 令 課 長	関 智 勝

議会事務担当職員

書 記 長	羽 田 浩 二	書 記	杉 山 智 春
書 記	大 西 保 信	書 記	石 原 嵩 大

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木文子） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和8年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木文子） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木文子） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告を申し上げます。

議会閉会中の本年1月8日に三島市選出の石井真人議員から辞職願が提出され、同日、これを許可しましたので、御報告をいたします。

◎副管理者挨拶

○議長（鈴木文子） ここで、裾野市より選出されております組合副管理者が再任されましたので、村田副管理者に御挨拶をお願いいたします。

村田副管理者。

○副管理者（村田 悠） 皆様、こんにちは。

このたび副管理者に再任をさせていただきました裾野市長の村田悠です。

1月25日に裾野市長選挙において再任をさせていただきました。これからも富士山南東消防組合副管理者としてこの南東区域における行政体の安心安全を皆さんと共につくっていくことに事を起こして行動してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

このたびは本当にありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いします。

○議長（鈴木文子） 本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（鈴木文子） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木文子） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、1番 川原章寛議員、3番 井出春彦議員の両名を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長（鈴木文子） ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日ここに令和8年富士山南東消防組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中にもかかわらず御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、当組合管内に本年1月14日から発令されておりました林野火災注意報は2月8日をもって解除となりました。期間中、住民の皆様には火気の取扱いに十分御留意いただき、また、関係機関の皆様にも多大なる御協力を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

一方、全国的には大雪等の影響によりまして、2月9日現在で、死者46人、負傷者549人という甚大な被害が報告されております。当組合管内におきましても先週7日からの12年ぶりとなる大雪に伴いまして、転倒等による救急事案が11件発生しておりまして、引き続き、警戒が必要な状況と考えております。

さて、本日の議会で御提案申し上げます議案は6件でございます。詳細につきましては、この後、消防長から御説明をさせていただきますが、主な議案といたしましては、少し御紹介させていただきますと、まず、令和8年度消防組合会計予算案でございます。三島消防署北分署に配備する高規格救急自動車の更新整備など、消防活動に必要な経費を確実に確保しつつ可能な限り各

種経費の削減に努めた結果、予算総額は前年度より減額となる編成といたしております。

次に、火災予防条例の一部改正でございます。近年、普及が進んでおりますテント型サウナ等への対応といたしまして、国の基準改正に準じた見直しを行うものでございます。併せて従来のサウナ設備に関する規定の整備や、地震時の電気火災を防ぐ感震ブレーカーの普及促進を施策に加えるなど、地域の安全確保を図る内容となっているところでございます。

以上、今後の消防体制の強化に資する議案を上程しているところでございます。何とぞ御審議をいただきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議第 1 号 令和 7 年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第 2 号）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第 3 議第 1 号 令和 7 年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第 2 号）を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第 1 号 令和 7 年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第 2 号）について提案要旨を説明申し上げます。

議案書 1 ページをごらんください。

歳入歳出の予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 7,260 万円を増額し、歳入歳出の総額を 32 億 3,454 万 2,000 円としようとするものです。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2 ページ、3 ページをごらんください。

第 1 表歳入歳出予算補正の表のとおりでございます。

続いて、4 ページをごらんください。

繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、第 2 表繰越明許費において、3 款 1 項消防費の消防車両整備事業における大型水槽付消防ポンプ自動車更新事業 8,528 万 3,000 円を繰越明許しようとするものです。これは令和 7 年度において事業を進めてまいりました裾野消防署伊豆島田分署配備の大型水槽付消防ポンプ自動車の更新整備において、電子部品の供給減少に加え、安全性能強化等に係る法規制対応による自動車メーカーの生産ラインの影響などにより自動車メーカーの車両生産に遅延が生じ、市場需要が過多となる状況が続き、受注者への車両入荷が遅延し、今年度での製作、納車が見込めなくなったことから、繰越明許とさせていただきます。

続きまして、5 ページをごらんください。

第 3 表債務負担行為の補正につきましては、消防指令システム及び消防デジタル無線設計施工

監理業務委託について、構成市町と事業実施スケジュールなどの協議、再検討を行った結果、令和8年度、9年度での実施を計画していた消防指令システム等の更新事業については、令和8年度の実施を見送り、令和9年度以降の実施について継続協議するとともに、通常考え得る入札制度の形態を勘案し、対外的な説明責任に耐え得る設計とするため契約変更を行う必要が生じたため、補正を行おうとするものです。

変更内容ですが、令和7年度予算において令和7年度からの事業として令和9年度までの期間で債務負担行為の限度額を843万7,000円と設定したものを令和8年度までの期間に変更し、限度額を1,030万7,000円にしようとするものです。

次に、6ページ、7ページをごらんください。

第4表地方債の補正につきましては、三島消防庁舎外壁及び屋上防水改修工事について、構成市町からの助言を踏まえ財源の見直しを行い、一般財源から地方債による事業実施に変更しようとするため、地方債の限度額を7,260万円増額し1億4,010万円にしようとするものです。

それでは、歳入について御説明申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

9款1項1目消防債を7,260万円増額し、1億4,010万円にしようとするものです。これは先ほど地方債の補正で三島消防庁舎の改修工事について御説明いたしましたが、組合債の増額を行おうとするものです。

続きまして、歳出でございますが、14ページ、15ページをごらんください。

3款1項1日常備消防費の人件費について、人事院勧告に伴い予算額が不足となる一般職の給料などと職員手当等及び共済費の執行見込み額を合わせて精査し、合計3,092万9,000円増額しようとするものです。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

5款1項1目予備費は、組合債による歳入増額分から歳出の人件費増額分を差し引いた額を調整するもので4,167万1,000円を増額しようとするものです。

議第1号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第1号 令和7年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

◎議第2号 令和8年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第4 議第2号 令和8年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程いただきました議第2号 令和8年度富士山南東消防組合会計予算案について提案要旨を御説明申し上げます。

令和8年度の予算編成につきましては、各事務事業の必要性、緊急性、実施年度などあらゆる視点から再検証を行うとともに、構成市町との協議などを行い、消防活動上必要となる経費は確実に確保しつつ、一般消耗品については各署各課共通して前年度予算額から減額削減した編成を行ったことなどにより、予算総額は前年度より減額となる編成とさせていただきました。

それでは、議案書6ページをごらんください。

第1条において、歳入歳出の総額はそれぞれ30億7,500万円と定めるものです。

次に、第2条債務負担行為及び第3条地方債は、9ページ、10ページをごらんください。

第2表債務負担行為は、聴覚や発声に障害があり、発話による119番通報が困難な方のための緊急通報システムであるネット119利用料を令和9年度から12年度の期間として、限度額686万4,000円と設定させていただこうとするものです。

次に、第3条地方債ですが、起債の目的及び限度額は、消防車両整備事業において3,880万円を限度額として定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては表に記載のとおりでございます。

6ページにお戻りください。

第4条において、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額を5億円と定めるものであります。

続きまして、11ページから14ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の歳入、歳出総括をごらんください。

令和8年度歳入歳出予算総額は、先ほど申しましたとおり歳入歳出それぞれ30億7,500万円とするもので、前年度予算額に比べ1億2,400万円の減額となります。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

15ページ、16ページをごらんください。

1款1項1目市町負担金は29億8,403万9,000円を計上するもので、前年度に比べ6,427万8,000円の減額となります。構成市町の負担割合につきましては、組合規約第15条第2項に基づき、前

年度における基準財政需要額のうち、消防費の相当する額を基準として負担割合を定めております。市町の負担割合及び負担金額は、三島市が50.62%で15億1,052万1,000円、裾野市が26.03%で7億7,674万5,000円、長泉町が23.35%で6億9,677万3,000円となります。

次に、17ページ、18ページをごらんください。

2款1項1目使用料は、電柱敷地料として9,000円を計上しております。

続いて、19ページ、20ページをごらんください。

2款2項1目手数料は、危険物関係事務手数料及び煙火消費許可申請審査手数料として321万円を計上するものです。

続きまして、21ページ、22ページをごらんください。

3款1項1目消防費国庫補助金は、該当事業はございませんが、費目設定のため1,000円を計上するものです。

次に、23ページ、24ページをごらんください。

4款1項1目消防費県補助金は、消防業務及び救急業務用の資機材などを地震・津波対策等減災交付金を活用して整備を図るもので、1,013万円を計上するものです。

次に、25ページ、26ページをごらんください。

5款1項2目財産貸付収入は、消防署所4箇所に設置の清涼飲料水自動販売機の施設貸付料として128万8,000円を計上するものです。

次に、27ページから30ページの6款1項1目一般寄附金及び7款1項1目繰越金は、費目設置のためそれぞれ1,000円を計上してございます。

次に、31ページ、32ページをごらんください。

8款1項1目雑入は、中日本高速道路株式会社からの高速自動車国道救急業務支弁金及び静岡県消防防災航空隊などの他団体へ派遣する職員に係る人件費負担金など、3,752万1,000円を計上するものです。

次に、33ページ、34ページをごらんください。

9款1項1目消防債は、三島消防署北分署配備の高規格救急自動車更新整備に係る消防車両整備事業費組合債として3,880万円を計上するものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

35ページ、36ページをごらんください。

初めに、1款1項1目議会費は、議員報酬及び議会運営に係る経費など、前年度に比べ91万1,000円の増となる204万4,000円を計上するものです。

続きまして、37ページから40ページをごらんください。

2款1項1目一般管理費の総額は、前年度に比べ314万6,000円増の7,955万6,000円を計上するものです。一般管理費のうち人件費は、特別職及び各種審査委員会等委員並びに非常勤職員の報酬をそれぞれ計上し、総務管理事業は、事務系電子機器や出退勤管理システム及び庁内LAN回線使用料ほか職員被服費など、人事管理事業は、健康診断委託料や資格取得等自己啓発費補助金

などを計上しております。

次に、41ページから42ページをごらんください。

2款2項1目監査委員費は、監査委員報酬及び監査に係る事務費など、26万5,000円を計上するものです。

続きまして、3款1項1日常備消防費は、43ページから50ページまでとなります。3款1項1日常備消防費の総額は、前年度に比べ5,817万4,000円減となる27億6,505万8,000円です。減額の要因は、人事院勧告による一般職給料及び期末勤勉手当などの引上げや所轄無線の機器更新など増額となる事業はございますが、各種経費を削減するとともに三島消防庁舎の改修工事などの事業が完了することによるものです。

それでは、事業ごと御説明をさせていただきます。

44ページ、説明欄をごらんください。

人件費は、一般職の職員の給料をはじめ各種手当など24億6,029万1,000円を。救急高度化推進事業では、救急業務に必要な消耗品や車両燃料費、資機材保守点検業務委託料及び救急救命士養成のための研修負担金など4,550万2,000円を。46ページになりますが、消防防災事業では、消防業務及び救助業務に必要な消耗品、燃料費及び各諸所の光熱水費など業務を行っていく上で必要となる経費のほか、車両や資機材、施設の保守点検に係る経費など、1億2,917万2,000円を。48ページになりますが、消防指令センター運営事業では、指令システム及び消防救急デジタル無線の保守点検、指令システム更新業務委託、所轄無線機の機器更新や通信運搬費など1億3,009万3,000円をそれぞれ計上するものです。

次に、3款1項2目消防施設費は、三島消防署北分署高規格救急自動車の更新整備に係る消防車両整備事業費4,320万7,000円を計上するものです。

次に、51ページ、52ページをごらんください。

4款1項公債費の総額は、前年度に比べ1,343万9,000円増の1億7,327万3,000円を計上するものです。1目元金は1億6,131万3,000円を、2目利子では、組合債に係る償還利子及び一時借入金利子1,196万円を計上するものです。

次に、53ページ、54ページをごらんください。

5款1項1目予備費は、不測の事態に対応するため1,159万7,000円を計上しようとするものです。

最後になりますが、55ページから63ページまでに給与費明細書などを添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

議第2号 令和8年度富士山南東消防組合会計予算案の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第2号 令和8年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第3号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合同規約の変更について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第5 議第3号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明をお願いします。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第3号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合同規約の変更について提案要旨を御説明申し上げます。

これは静岡州市町総合事務組合の構成団体の一つであります南伊豆地域清掃施設組合が令和8年3月31日付けで解散し脱退することから、同組合同規約の一部を変更するもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、施行期日につきましては令和8年4月1日とします。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第3号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡州市町総合事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

◎議第４号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第６ 議第４号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第４号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案について提案要旨を御説明申し上げます。

近年のサウナブームを背景に従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントや木製のバレルにサウナストーブなどの放熱設備を設置する事例が増加してまいりました。現行のサウナ設備の基準は浴場等の建物内に設置することを想定していたものとなっているため、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要性が生じ、国においてその技術基準を定める省令及び告示が改正され、これに伴い、火災予防条例（例）の改正が示されたことから、それに準じた改正を行うものです。

改正の内容につきましては、屋外のテント等の内部に消費熱量が小さい放熱設備を設けるものを簡易サウナ設備として設定し、従来の消防法令上のサウナ設備とは区別して、構造・材質等の特性に応じた火災予防上必要な基準を新たに定めるとともに、所有者本人が私生活のために設けるものを除き設置の届出を必要とすること、また、大規模地震における電気火災リスクを低減するため感震ブレーカーの普及促進が重要であることを踏まえ、住宅における火災の予防を促進する施策として感震ブレーカーの普及促進を加えることなどが主なものとなります。

施行期日につきましては、令和８年３月３１日とするものです。

議第４号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第４号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第４号は原案どおり可決されました。

◎議第5号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第7 議第5号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第5号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、令和7年8月7日付の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が同年12月24日に公布され、国の非常勤職員の報酬を引き上げる改正が行われたことに準じて、その他の非常勤の特別職の職員について1日当たりの報酬限度額を3万4,700円から3万5,700円へ引き上げようとするものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日とするものです。

議第5号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

◎議第6号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第8 議第6号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第6号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、令和7年8月7日付けの人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が同年12月24日に公布、その一部が同日施行され、一般職の国家公務員の給与改定が行われたことから、地方公務員法第24条第2項に規定する均衡の原則に基づき、本組合においても同様に月例給の額及び期末勤勉手当の月数を引き上げ、通勤手当及び宿日直手当の支給額を引き上げるため、所要の改正を行おうとするものです。

改正の概要につきましては、月例給の改定について、民間給与との格差を解消するとともに、採用市場での競争力向上のため初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に月例給を引き上げようとするものであります。

期末手当の支給月数の改正については、令和7年度の12月期の支給月数を、常勤職員は「100分の125」から「100分の127.5」へ、定年前再任用短時間勤務職員は、「100分の70」から「100分の72.5」に引き上げるものでございます。令和8年度につきましては、6月期と12月期のそれぞれの支給月数を、常勤職員は現行の「100分の125」から「100分の126.25」へ、定年前再任用短時間勤務職員は現行の「100分の70」から「100分の71.25」へ引き上げるものであります。

期末手当の支給月数の改定については、令和7年度の12月期の支給月数を、常勤職員は「100分の105」から「100分の107.5」へ、定年前再任用短時間勤務職員は「100分の50」から「100分の52.5」に引き上げるものであります。令和8年度につきましては、6月期と12月期のそれぞれの支給月数を、常勤職員は現行の「100分の105」から「100分の106.25」へ、定年前再任用短時間勤務職員は現行の「100分の50」から「100分の51.25」に引き上げるものであります。

通勤手当につきましては、令和7年度の支給額を自動車等の使用距離に応じて200円から7,100円までの幅で引き上げ、令和8年度からは自動車等に係る通勤手当の額を6万6,400円を超えない範囲内で使用距離の区分に応じて規則で定める額とし、交通機関、自動車等及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の合計が15万円を超える職員の通勤手当は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とするものであります。

宿日直手当につきましては、その限度額を宿日直勤務1回につき「4,400円」を「4,700円」に、勤務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては「6,600円」を「7,050円」にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日とし、一部を令和8年4月1日とするものであります。

議第6号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第6号は原案どおり可決されました。

◎一般質問

○議長（鈴木文子） 次に、日程第9 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁も含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は、議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

通告者は1名であります。

10番 大橋勝彦議員の発言を許します。

大橋議員。

〔大橋勝彦議員登壇〕

○議員（大橋勝彦） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

災害時に情報を受け取りたい市民へどう情報を届けていくのか。

本年1月7日、裾野市内において1日に2件の火災が発生した際、災害テレホンサービスに多くの問合せが集中し、電話がつながりにくい状況が生じたと認識しております。この事案は、災害発生時に多くの市民が情報を求め一斉に行動する中で現行の情報提供手段だけでは情報が行き届きにくくなる場面が生じ得ることを示していると感じました。今後、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生が想定される中、災害時に情報を必要とし受け取りたいと考える市民に対してどのように情報を届けていくのかという視点は極めて重要であると考えます。以上を踏まえ、以下を伺います。

1、富士山南東消防組合における災害情報発信の現状について。

三島市、裾野市、長泉町で構成されている富士山南東消防組合として、現在、災害時に住民に対してどのような災害情報を発信しているのか伺います。

○議長（鈴木文子） 佐野総務課長。

○総務課長（佐野博実） 富士山南東消防組合における災害情報発信の現状についてお答えいたします。

消防組合では、火災や救助事案等消防車両が出動する災害が発生した際は、消防本部ホームページの災害情報案内において災害の種別や発生場所等を住民向けにリアルタイムで掲載しております。併せて同一の内容を災害テレホンサービスにより災害情報の案内をしております。

構成市町ごとの火災発生時の情報提供の手段としては、三島市は、建物火災が発生した際に、あらかじめ地域エリアを4つに分けサイレン吹鳴を実施するとともに、市内全域に同報無線放送を行っております。裾野市は、建物火災が発生した際に、市内全域にサイレン吹鳴及び同報無線放送を実施しております。長泉町では、火災が発生した際に、消防団員が必要に応じて消防団詰所に設置されているサイレンを吹鳴します。なお、同報無線による放送は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 10番 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございます。1は了解いたしました。

2にまいります。

災害時における情報の届きにくさに関する課題認識について。

災害時には、外出時にて防災無線など聞けない場合や電話がつながりにくい状況が生じるなど、市民が必要な情報にたどり着きにくい場面が想定されています。こうした状況を踏まえ、災害時に情報を必要とし受け取りたいと考える市民に対して情報が十分に行き届かない可能性について、消防本部としてどのような課題を持っているか伺います。

○議長（鈴木文子） 佐野総務課長。

○総務課長（佐野博実） 災害時における情報の届きにくさに関する課題認識についてお答えいたします。

電話による災害情報案内については、回線数が4回線にかけられていることから、火災発生時にはつながりにくくなる場合がございます。電話がつかない場合には、消防本部ホームページに掲載しております災害情報案内にアクセスいただければ、閲覧は可能でございます。

なお、三島市、長泉町では、市町のシステムをそれぞれの消防署に構築し、情報をほしい住民がメールやLINEを登録し、建物火災発生時のみ災害情報を住民に発信しております。地震や風水害など大規模災害時の被災状況や避難状況の情報提供につきましては、市町の災害対策本部に災害情報が集約され、必要に応じて情報提供されと考えております。

消防組合としては、あくまでも火災や救助など消防車が出動する災害が発生したときに情報案内するものと認識しておりますが、今後も機会を捉え、消防本部ホームページの災害情報案内や電話による災害情報案内を幅広く住民へ広報してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございます。

この2回目の質問にまいります。

ただいまの答弁で電話がつながりにくい場合には、消防本部のホームページに掲載している災害情報を確認していただきたいという考え方であることは理解しました。一方で、災害が発生した直後というのは、高齢者の方や外出先にいる方など、必ずしもホームページにすぐアクセスできる状況にあるとは限らない市民も少なくないのではないかと感じます。

そこで伺いますが、現在の電話がつながらなければホームページを確認してもらうという情報提供の形は、知りたい市民にとって災害時に必要な情報が十分に届く仕組みであると消防本部としては考えているのかどうか伺います。

あわせて、電話やホームページ以外の手段について、消防本部としてどのような課題があるかと理解しているのか、改めて認識を伺います。

○議長（鈴木文子） 佐野総務課長。

○総務課長（佐野博実） お答えします。

災害時における情報提供につきましては、住民の安全確保の観点から重要であると認識しております。電話が集中しつながりにくい状況が生じた場合に、消防本部のホームページに掲載している災害情報を確認していただくという考え方は、限られた状況下において情報を広く提供するための一つの手段であると考えております。

一方で、災害の発生状況や住民の置かれている環境は様々であり、全ての住民が同じ条件で情報を取得できるとは限らないことについては認識しておりますが、現時点におきまして、先ほど申し上げましたとおり、三島市及び長泉町では市町のシステムをそれぞれの消防署に構築し情報をほしい住民がメールやLINEを登録し、建物火災発生時のみ災害情報を住民に発信しております。裾野市においても同様のシステムを構築することができれば、情報発信を行うことは可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございます。

では、3にまいります。

情報発信を希望する市民への情報提供の在り方について。

災害時における情報発信については、全ての住民に一律に情報を届ける方法だけでなく、情報を受け取りたいと考える市民に対して必要な情報を確実に届ける仕組みも重要であると考えます。その一つの方法として、災害時に情報発信を希望する市民に対しては、自ら情報を探しにいかなくても必要な情報が手元に届く、いわゆるプッシュ型の情報発信が有効ではないかと考えます。このような考え方を踏まえ、災害時における情報発信を希望する市民への情報発信の在り方について消防本部としてどのように考えているのか伺います。

○議長（鈴木文子） 佐野総務課長。

○総務課長（佐野博実） 情報発信を希望する市民への情報提供の在り方についてお答えいたします。

す。

ホームページや電話による災害情報案内は、指令システムに連動して発信しております。情報発信を希望する住民に対しては、自ら情報を探しにいかなくても必要な情報が手元に届くいわゆるプッシュ型の情報発信についてでございますが、先ほど説明したとおり、三島市及び長泉町では、個別の要請を受け市町のシステムを使用し建物火災発生時のみプッシュ型の発信を実施しております。災害規模にもよりますが、サイレン吹鳴、同報無線放送、各種関係機関への連絡などの初動体制の業務後に各消防署の情報室勤務員1名が手動により実施しているため、一概にリアルタイム配信とはなっておりません。

なお、指令システムに連動させ、LINE、X、フェイスブック、インスタグラムを活用して発信することは技術的には可能でございますが、指令システムに組み込むには多額の費用を要することと、現在の消防本部におけるフォロワー数を鑑みても費用対効果が低いことが予想され、現在のところ、SNSを活用した災害発生情報を構築することは考えておりませんが、今後はホームページなどでSNSによる各種情報発信をしていくことを幅広く広報しフォロワー数を増やすとともに、SNSを活用した災害発生情報を含む消防広報の在り方について研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございます。

2回目の質問です。

ただいまの答弁でプッシュ型の情報発信については技術的には可能である一方、人員体制や費用対効果の面から現時点では消防本部として新たに構築する考えはないという方針であることは理解いたしました。

ここで確認したいのは、できるかできないかという点ではなく、災害時の情報発信において誰がどこまで担うべき役割と考えているのかという点であります。三島市や長泉町では、限定的ではありますが情報を受け取りたい市民に対して登録制により災害情報をプッシュ型で届ける取組が行われています。

そこで伺いますが、こうした取組について消防本部としてどこまでを消防が担う役割と理解しているのか、また、どこから市町が主体となって担う役割と理解しているのか、現時点での考えをお聞かせください。

あわせて、今後、裾野市において情報発信を希望する市民への対応を検討していく上で、消防本部として市町に期待する役割や連携の在り方についてお考えがあれば伺います。

○議長（鈴木文子） 佐野総務課長。

○総務課長（佐野博実） お答えします。

災害時の情報発信につきましては、迅速かつ正確な情報を住民に提供することが重要であり、関係機関がそれぞれの役割に応じて対応していく必要があると認識しております。

消防本部といたしましては、火災や救急、災害対応に関する専門的な情報について現場対応と併せて提供していくことが主な役割であると考えております。

三島市及び長泉町における登録制によるプッシュ型の情報発信につきましては、住民サービスの提供方法や情報発信の在り方をどのように構築するかという点において、基本的には危機管理を担う各市町が主体となって判断し運用されているものと認識しております。これらの仕組みについては、個人情報の管理や運用体制、費用負担などを含め、市町全体の行政運営の中で検討されるべき事項であると考えております。

消防本部と市町との役割分担につきましては、災害対応に関する基本的な枠組みの中で整理されるものであり、現時点において消防本部が主体となってプッシュ型の情報発信の仕組みを構築することは想定しておりませんが、今後、構成市町と情報発信の在り方について協議が進められることとなりました場合には、消防本部といたしましても所管する災害情報の提供の在り方や効果的な方法など、さらなる連携を図ることについて検討していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございます。

最後に、三島市や長泉町の登録者数はどのような状況かを伺います。

○議長（鈴木文子） 佐野総務課長。

○総務課長（佐野博実） 三島市、長泉町の登録者数についてお答えいたします。

三島市と長泉町に確認したところ、火災発生時における情報案内登録者数につきましては、三島市はみしまるホッとメール登録者数が8,287人、三島市公式LINE登録者数4万1,002人、長泉町は長泉町メールマガジンシステム登録者数1,207人となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 大橋勝彦議員。

○議員（大橋勝彦） ありがとうございました。

三島市や長泉町における登録者数をお示しいただきました。その数字から災害が発生した際に自ら情報を探しにいかなくてもできるだけ早く正確な情報を知りたいと考えている方が多くいらっしゃるということが改めて分かりました。

その上で、富士山南東消防署管内において少なくとも情報を希望する市民に対しては、災害時に必要な情報ができるだけ早く手元に届くような仕組みが、今後、関係機関の連携の中で検討されていくことを強く期待し、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木文子） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 御参考までに、三島市の状況どんなものかということをお説明させていただきますが、今みしまるホッとメールあるいは三島市公式LINEというものと別に大きな災害時には正確な情報を的確に住民に届けるということが大変重要だと考えておりまして、昨今はフ

エイクなニュースが飛び交いますので、それによって住民に無用な混乱が起きてはいけませんので、非常に重要なことだと考えております。そこで、このホッとメールあるいは公式LINE、またホームページでも速やかに情報提供しているところでございますが、もう一方では、防災ラジオをできる限り購入をしていただくということで、これも相当な台数を市民の皆さんが買っているところでございます。

それから、ボイス・キューですね、地域FMでもってできるだけ正確な情報を発信するということといたしておるところでございます。もちろん先ほど冒頭にありましたように、同報無線につきましても昨年度からデジタル化をしまいいっておりますので、明瞭な言葉で住民に放送が届くようにしてきているところでございます。

いずれにいたしましても、南海トラフの巨大地震が考えられるところでございますので、的確な住民に対する災害情報の提供できる体制を構築していくということは極めて重要だというふうに考えておまして、その際に富士山南東消防組合と連携して的確な正確な情報を届けるように努めていきたいというふうに考えておるところでございますので、御参考にしていただければ幸いです。

以上です。

○議長（鈴木文子） 以上で10番 大橋勝彦議員の発言を打ち切ります。

以上で、通告者による一般質問は全て終了いたしました。これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（鈴木文子） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 令和8年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日御提案申し上げました各議案等につきまして、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

議会を通じ、また日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分生かしてまいる所存でございます。引き続き、裾野市長さん、そしてまた長泉町長さんの副管理者とも一体になりましてより一層の努力をしまいたいと考えているところでございますので、議員の皆様には、さらなる御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

終わりに当たりまして、まだまだ寒い日々が続く折柄でございます。議員各位におかれましては、間もなくそれぞれの定例の市議会、町議会が開催される頃かと存じますけれども、くれぐれ

も健康に御留意の上、ますます御活躍されますことを心より御祈念申し上げまして、簡単でございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木文子） これをもちまして、令和8年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時03分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和8年2月12日

議 長 鈴 木 文 子

署 名 議 員 川 原 章 寛

署 名 議 員 井 出 春 彦